平成 30 年 第 2 回定例会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 30 年 11 月 26 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成３０年第２回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目　　次

○出席議員……１
○欠席議員……１
○説明のため出席した者の職氏名……１
○職務のため出席した者の職氏名……２
○議事日程……２
○会議に付した事件……２
○開会及び開議の宣告……３
○広域連合長のあいさつ……３
○会議録署名議員の指名……３
○諸般の報告……３
○会期の決定……４
○一般質問……４
　関　田　正　民　議員……４
　佐々木　あつ子　議員……７
○承認第３号の上程、説明、採決……１２
○認定第１号及び認定第２号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１３
○議案第１１号及び議案第１２号の一括上程、説明、採決……２２
○閉会の宣告……２４
○会議録署名……２５
○議決結果……２７
○議席表……２８

平成３０年第２回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成３０年１１月２６日　午後２時００分開議

出席議員（２５名）

１番　桜　井　ただし	２番　清　原　和　幸
５番　榎　本　雄　一	６番　今　井　れい子
７番　佐　藤　弘　人	８番　丸　山　高　司
９番　いでい　良　輔	１０番　横　山　え　み
１２番　若　林　清　子	１３番　なんば　英　一
１４番　福　沢　　剛	１５番　かねだ　　正
１６番　筒井　たかひさ	１７番　藤　澤　進　一
１８番　お　く　栄　一	２０番　石　毛　航太郎
２１番　馬　場　賢　司	２２番　小　林　美　緒
２３番　星　　いつろう	２４番　青　木　淳　子
２５番　町　田　成　司	２６番　鈴　木　えつお
２７番　関　田　正　民	２８番　佐々木　あつ子
２９番　沢　田　孝　康	

欠席議員（４名）

３番　佐　原　たけし	４番　河　野　純之佐
１１番　榎　本　はじめ	１９番　河　野　律　子

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	西　川　太一郎	副広域連合長	松　原　忠　義
副広域連合長	三ッ木　晴　雄	総務部長	川　上　立　雄
総務課長	古　橋　　豊	企画調整課長	吉　原　俊　文
管理課長	土　方　　勇	保険課長	橋　本　幸　夫
会計管理者	鈴　木　　勝	代表監査委員	柏　崎　裕　紀
監査委員書記（副参事）	古　橋　　豊	選挙管理委員会書記長	吉　原　俊　文

職務のため出席した者の職氏名

書	記	長	古	橋	豊	書	記	岩	村	幸 治
書		記	小	倉	徹 也	書	記	藤	田	七 星
書		記	秦		直 樹					

議事日程　第１号

第	１		会期の決定について
第	２		一般質問
第	３	承認第　３号	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
第	４	認定第　１号	平成２９年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
第	５	認定第　２号	平成２９年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第	６	議案第１１号	平成３０年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）
第	７	議案第１２号	平成３０年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後２時００分　開会

○今井議長　ただいまから平成30年第２回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は25名です。欠席の通告は、佐原たけし議員、河野純之佐議員、榎本はじめ議員、河野律子議員の４名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条第１項の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

西川太一郎広域連合長。

○西川広域連合長　広域連合長を務めます荒川区長の西川でございます。

本日は、大変お忙しい中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。第２回定例会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

このたび、10月30日に執行されました広域連合長選挙におきまして、無投票当選となり、五たび、広域連合長の重責を担わせていただくことになりました。誠に光栄なことだと御礼を申し上げます。

今後とも150万人を超える被保険者の皆々様が安心して医療をお受けになられますように、62区市町村が連携を図り、制度の円滑な運営に最善を尽くしてまいる所存でございます。

議員の皆様のご支援とご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

本定例会には、専決処分１件、平成29年度決算の認定２件、平成30年度補正予算案２件を提案させていただいております。何とぞ慎重にご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○今井議長　ありがとうございました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は会議規則第80条の規定に基づき、佐藤弘人議員及び石毛航太郎議員をご指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○古橋書記長　それでは、本日議場配付いたしました文書等につきましてご報告いたします。

１、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表

２、平成30年第２回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程（第１号）

３、平成30年第２回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会発言通告表

４、平成30年度定期監査報告書

５、平成30年７月分から９月分までの例月出納検査の結果について

６、平成29年度における公文書の公開の実施状況について

７、平成29年度における個人情報保護制度の実施状況について

以上７件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

報告は以上でございます。

○今井議長　これより、本日お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○今井議長　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

次に日程第２、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配付いたしました発言通告表に記載された順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にしていただくようご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

発言を許可いたします。

27番、関田正民議員。

○関田議員　27番、関田正民です。通告に従いまして、３点の質問をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は制度発足から11年目を迎えております。その間、我が国の国民皆保険制度を担い、地域医療の確保や後期高齢者の健康の維持、増進に多大な貢献を果たしてまいりました。

急速な高齢化を背景に、医療費が右肩上がりを続け、2025年には団塊世代が全て75歳以上となる超高齢化を迎えることから、さらなる医療費の増大が避けられない状況におかれております。

医療費の増大は国民負担の増大、国及び地方財政の圧迫につながることから、国において責任をもって対応策を検討されるべき国家的な課題であると考えております。

こうした状況の中で、広域連合には制度の運営主体として被保険者が必要なときに、安心して医療を受けられるよう、より一層の健全で安定的な運営を強く求めるものであります。こうした基本認識に立って、大きく３点について質問させていただきます。

１番目として、平成29年度決算についてであります。平成29年度決算では特別会計の歳出決算額は１兆3,144億円余りという非常に大きな規模となっております。その中で、約96％の１兆2,607億円が

医療給付費に要する額となっており、その額の大きさに驚くところではありますが、今後、医療給付費が増え続けますと、保険料の額にも影響を及ぼすことになることから、医療費の動向について注視していく必要があると思います。

そこで、平成29年度決算における医療給付費総額、一人当たり医療給付費について、平成28、29年度の保険料算定時の見込みと比較してどのような状況であり、その実情をどのように評価しておられるか。また、今後の動向についてどのように考えておられるのか。考えをお聞かせ願いたいと思います。

２番目として、医療費適正化についてであります。

次に医療費適正化についてでありますが、医療費の増大が避けられない中、いかに医療費を抑制し、将来にわたって安定的に制度を維持していくためにも、国の取り組みに期待する一方で、制度の運営主体である被保険者に身近な広域連合、実情に応じた主体的かつ効率的な医療費適正化対策に取り組んでいただきたいと考えます。

広域連合においては、これまでの医療費の適正化に資する各種の対策に取り組まれてきたと思っておりますが、平成29年度はどのような取り組みを行い、どのような成果があったのか、平成30年度の取り組みも含めてお伺いいたします。

３点目でございます。社会保障制度改革についてであります。

一方、国においては、後期高齢者数や医療費が毎年増加し、社会保障費が増え続ける中、持続可能な社会保障制度の確立を目指すため、社会保障費の抑制に向けた改革の議論がされていると聞いておりますが、どのような議論がされているのか、国の制度改正の動向も含めてお伺いします。

○今井議長　それでは答弁を求めます。

西川広域連合長。

○西川広域連合長　関田先生のご質問のうち、私から医療費適正化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢化が急速に進行する中、医療費の抑制、増高を抑える取り組みは今日、国・地方を問わず重要な政策課題となっております。民間主導の活動におきましても、私が実行委員の一人として参加させていただいております日本健康会議が先進的な取り組みを全国的に波及させようと大きな運動を推進しており、本年８月に開催されました会議では、2018年までの取り組みの達成状況が公表されたところであります。こうした状況の中、当広域連合では、医療費適正化に積極的に取り組んでいるところであり、とりわけジェネリック医薬品の差額通知事業につきましては、平成29年度では28年度と比較して、通知人数を５万人増の約55万人といたしたところでございます。

その効果といたしましては、一月当たりの医療費の削減効果が約４億6,000万円、年間換算で約55億円にのぼりました。本年度は通知対象を60万人に拡大いたしますとともに、特に75歳及び76歳の被

保険者の方々につきまして、重点的にご送付申し上げるなど、メリハリをつけた抽出条件に変えて、通知することを予定してございまして、大きな成果が出ることを期待いたしているところでございます。

平成30年度の取り組みにつきまして、歯科健康診査事業、重複・頻回受診者の方々への訪問のご指導をさせていただくなど、こうした努力をしっかり新規に組み込んだところでございます。このように平成30年度におきましても、第２期データヘルス計画に基づきまして、費用対効果も考慮しながら、医療費の適正化に努めているところでございます。

引き続きまして、先生方のご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○今井議長　管理課長。

○土方管理課長　それでは、私から決算における医療給付費総額等に関しましてのご質問にお答えいたします。

平成29年度決算における医療給付費総額は約１兆2,607億円余であり、一人当たり医療給付費は約85万3,300円でございました。これらを保険料率算定時の見込みと比較いたしますと、まず一人当たり医療給付費につきましては、前年度伸び率を1.56％と見込みましたが、決算では平成28年度はマイナス1.4％の84万3,943円、平成29年度は1.10％の85万3,258円と当初見込みよりも低い数字にとどまりました。

平成28年度の対前年度伸び率がマイナスとなった要因につきましては、超高額医薬品を含む薬価についての改定の効果等によるものであり、平成29年度は平年並みの状況に戻ったことによるものと推測しているところでございます。

次に、医療給付費総額については、２年間の合計決算額が約２兆4,656億700万円で、保険料率算定時の見込み額２兆5,030億8,800万円の約98.5％となり、おおむね見込みどおりとなってございます。

また、今後の動向でございますが、平成30年10月支出分までの医療給付費の累計を前年度同月時点と比較した場合、2.8％の増で、引き続き増加傾向にあるところでございますが、現時点では平成29年度の4.6％増と比較して落ち着いた状況となっております。

当広域連合の医療給付費は１日平均約52億円という多額の支出規模でございますので、今後とも医療費適正化事業の一層の推進を図るとともに、医療費の動向を注視していく所存でございます。

○今井議長　総務部長。

○川上総務部長　私からは国における社会保障制度改革の動向についてのご質問にお答えします。

財務省は財政制度等審議会の分科会で、社会保障費の抑制にかかる改革案を提示しております。このうち後期高齢者の自己負担の増については、現在70歳から74歳について段階的に実施している自己負担割合の２割への引き上げと同様に、75歳到達後も２割のままとすることに加えて、既に後期高齢

者となっている方についても数年かけて段階的に２割負担に引き上げるという内容となっております。

この課題については、これまでも検討が行われ、平成30年度末に結論を出す予定でありましたが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の維持の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する。」という表現にとどめられ、導入の可否やスケジュールなどは明らかとなっておりません。

また、平成28年12月に決定されました国の保険料軽減特例措置の見直しのうち、低所得者の均等割については、介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給とあわせて見直すこととされており、元被扶養者の所得割については当面賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討することとされておりますが、これらの取り扱いについても現在のところ明らかとなっておりません。以上が現時点における国の制度改正についての現状でございます。

○今井議長　関田正民議員。

○関田議員　再質問をさせていただきます。

社会保障制度改革について、国の動向が不透明な状況でありますが、こうした国の制度改正の動きに対し、当広域連合はどのように考えておられるかお聞かせください。

○今井議長　総務部長。

○川上総務部長　ただいまの再質問でございます。国の制度改革に対する当広域連合の考え方についてのご質問にお答えいたします。

まず、窓口負担の引き上げにつきましては、当広域連合といたしましては、制度の根幹である後期高齢者、とりわけ低所得者の医療機関受診行動への影響を懸念しております。また、当面継続されている軽減特例措置については、低所得者等の負担軽減を図るため、現行制度を維持・恒久化するべきと考えております。いずれの事項についても、現行制度を維持するよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国に対して要望を行っているところでございます。今後とも制度改革の国の動向を注視してまいります。

○今井議長　関田正民議員。

○関田議員　広域連合におきましては、被保険者の皆様が安心して医療を受け続けられるよう、後期高齢者医療制度の安定的な運営と適切な執行に取り組んでいただくことが重要であります。このことをお願いをして、私の質問は終わらせていただきます。

○今井議長　続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

28番、佐々木あつ子議員。

○佐々木議員　28番、清瀬市の佐々木あつ子です。よろしくお願いいたします。

私は、高齢者の置かれている実態について、幾つかお伺いしたいと思います。

１つ目は、経済事情になりますけれども、高齢者の生活実態などについてのご見解を伺いたいと思

います。

高齢者の貧困が問題になっている中で、内閣府調査の世帯の高齢期への経済的備えについて、備えがあると感じている人の割合は、23.3%に過ぎず、圧倒的多数の66.9%の人は足りないと感じていると言います。

また、平成22年版男女平等参画白書では、65歳以上の相対的貧困率は22%であるが、単身高齢男性の４割近くが、また単身高齢女性の５割が貧困下で暮らしていると言います。さらに、年収400万円の人でも、高齢期にはぎりぎりの生活を強いられ、下流老人になるリスクが高くなると言われています。

以前、当広域連合議会の質疑でも被保険者の所得状況が所得ゼロの方が55%、これは月収にすると12万7,000円くらいになります。いわゆるアパート暮らしですと、ほぼ生活保護基準以下となるということです。

また、厚生労働省の資料からも後期高齢者の一人当たりの所得は制度発足の平成20年度と比べて、25万9,000円も減少していることが明らかになりました。こうした中で、毎年のように社会保障の改悪が行われ年金は減る一方で、後期高齢者医療保険料、介護保険料は増え、医療費にお金もかかり大変だとの声をよく聞きます。

広域連合としてどのように認識をされていますでしょうか。また、高齢者の置かれている生活実態についてご見解を伺いたいと思います。

２つ目は、こうした中で、平成29年４月から保険料の軽減特例の見直しが行われました。当初では、所得割額50%の軽減から20%軽減への見直しで、対象者は14万6,000人、影響額は10億8,800万円と見込み、一人当たりで年間約7,400円の負担増となるなど、また被扶養者であった被保険者に対する均等割額９割軽減については、７割軽減への見直しで対象者は約５万人、影響額は３億3,700万円と見込み、一人当たり年間約6,700円の増になるとのことでした。決算では、どのような結果になったのかを伺います。

３つ目は、今後における高齢者への負担増の問題です。先ほども75歳以上の高齢者を取り巻く経済事情を述べました。ところが今後において、財務省は75歳以上の窓口負担を２割に引き上げ、介護保険料の利用者負担も原則２割負担にするなど負担増が強いられるものになります。また、31年度10月からの消費税増税10%や、既に行われた税制改正による所得控除の見直しなどにより中間層の方には保険料の値上げにつながる方も生まれます。75歳以上の方々は病気になりがちな一方で、収入が少なく、暮らしが不安定な人が多く、新たな負担増につながる改悪は行うべきではないと思います。

広域連合としてどのようにお考えになりますか、見解を伺います。

○今井議長　それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○川上総務部長　私からは２問の質問にお答えいたします。

まず、高齢者の生活実態についてのご質問にお答えいたします。

厚生労働省が平成30年７月に公表しました「平成29年国民生活基礎調査」によりますと、平成28年の高齢者世帯の総所得は318万6,000円で、平成27年の308万1,000円と比較しまして、10万5,000円の増となっております。

一方、同調査の生活意識の状況では、生活が苦しいと回答した割合は65歳以上の高齢世帯で、前年度と比較しまして、2.2ポイント増の54.2％となってございます。

当広域連合といたしましては、このような調査結果も十分に念頭に置きながら、今後も後期高齢者医療制度の運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、制度改革などの影響による高齢者への負担増についてのお尋ねにお答えいたします。

保険料軽減特例措置の段階的見直しや平成31年10月に予定されている消費税率10％の引き上げ、さらに現在国において議論されております後期高齢者の窓口負担割合の見直しは年金収入だけの方が多い高齢者にとって、家計への影響が一定程度あるものと考えております。

一方で、後期高齢者医療制度は費用の大部分を公費や現役世代からの支援で賄われているものであり、持続可能な医療保険制度確立のため、負担と給付の公平性の観点から、高齢者からも負担能力に応じた負担を求めざるを得ないとも考えております。

当広域連合といたしましては、保険料や窓口負担について、高齢者の過重な負担とならないよう配慮しながら、将来にわたって持続可能な医療保険制度となるよう、後期高齢者医療制度の運営に当たってまいります。

○今井議長　保険課長。

○橋本保険課長　国による保険料軽減特例の見直しについてのご質問にお答えいたします。

保険料の軽減特例について、平成29年度においては低所得者の所得割額50％軽減から20％軽減への見直しがなされ、対象となった被保険者数は約16万1,000人、影響額は約11億2,000万円、一人当たり年間で6,956円でございます。

また、元被扶養者に対する均等割額９割軽減につきましては７割へと見直しがなされまして、対象となった被保険者数は約３万8,000人、影響額は約３億2,000万円、一人当たり年間で8,480円でございます。

○今井議長　佐々木あつ子議員。

○佐々木議員　答弁ありがとうございました。

この角度の質問はこの間何度もやらせていただいているんですけれども、一向に高齢者の生活、そのものが上昇しないというのはもう多くの方が感じていることだと思います。それで、先ほど来から制度維持のためのということで、財政優先のお考えがとても強調されているのかなと思いますけれど

も、私は何人かの方からいろいろお話を伺わせてもらっている中で、例えば今度窓口負担が２割になるということの脅威というのでしょうか、75歳以上の方が大変困るというお話を伺いました。

急変されて、２週間入院されて、検査入院ということでしたけれども、この方は３割の方なんですね。非常に高い入院費となりました。21万2,130円というのが窓口で払わなければならない。２週間でこんなにお金がかかる。これ１割、２割というふうに計算し直していただきましたら、医療分だけでも１割でしたら５万7,830円。しかし、これ２割負担になれば、11万5,660円。医療費というものは、おわかりかと思いますけれども、保険扱いでないものもたくさんあるんですね。そういう中で、例えばこの方で言うと、３万1,280円、これは２割、３割関係なく、自費負担をしなければいけないということで、トータルが大変な負担になったということなんです。

ぜひ、これは広域連合としても、先ほど過重な負担にならないようにということのお話もあったり、かねてから連合としても、要望書などをあげていただいているという経過は存じ上げていることですけれども、実態がやはり非常に厳しいというところのご認識をしっかり持っていただきたいというふうに思います。

先ほど、軽減のところの当初の見込みよりも結果、決算ではお一人お一人の額が増えているんですよね。そのように伺いましたけれども、この軽減策も国は高齢者に約束をして、導入時にこれをやることによって、軽減を少し減らすことで、受診しやすいような環境をつくるということを国民に約束したわけですから、これはしっかりと守っていっていただきたいというふうに思います。

その点について、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○今井議長　保険課長。

○橋本保険課長　軽減特例見直しに対する広域連合の考えについて、また改めて答弁させていただきます。

保険料軽減特例の見直しにつきましては、先ほどもありましたけれども、国は「後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として、予算措置により実施してきたものでございまして、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から実施するもの」としておりまして、やむを得ない措置であるというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○今井議長　佐々木あつ子議員。

○佐々木議員　75歳の方たちを１つの保険に囲って、公費と現役世代の支援、そして当事者、高齢者の皆さんが１割負担をしていかなければいけない。この仕組み自体がやはり構造的におかしいと思うんですね。

75歳以上の方の受診回数、入院回数、これはもうダントツで75歳未満の方と比べるともう回数が全

然高いわけですよね。そういう中で、後期高齢者医療制度のそもそもの仕組み自体に矛盾があるというふうに私は思います。

これを国に広域として連合として何を言えばいいんだということになるかもしれませんが、この点は、やはり改善が必要な点ではないかなというふうに思います。

私は、最後に、お伺いしたいのは、３つ目の質問のところで、今後における消費税の増税、これは国民的な大議論になっていて、10%のこれを認めないことは大きな世論にしていかなければいけないと私は思います。ただ、この広域連合の質疑の過去の中で、来年の31年10月からの実施になれば、保険料についての軽減、この低所得者に対する何か対策を講じなければいけないという、こういう記録が残っています。

具体的に、広域連合としてはどのようなお考えがあるのかということと、税制改正がこの間ありまして、そこでも所得の控除がつけかえられて、中間層の方々への保険料の高騰につながる、そうした税制改正だったということも確認していますけれども、おしなべて見ても、2019年がこの消費税とともに、高齢者の置かれている人たちの医療費も含め大変な家計に占める負担増になるということもこれは間違いないというふうに思います。

広域連合としても、やはり命と暮らしを守る、そうした立場にありますし、そうした責任においては、やはり国にしっかりものを言っていただきたい。このように思うんですね。ぜひ、そのことのご答弁と消費税増税に当たっては、これはもう絶対にやらせないということは大事ですけれども、中止させることが大事ですけれども、そうなってしまったときの軽減策、対策としてどのようなことをお考えになっていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

〇今井議長　保険課長。

〇橋本保険課長　ただいま質問がございましたことにつきまして答弁させていただきます。

本年も11月に当広域連合といたしましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会、全国での広域連合のまとまりの組織でございますけれども、そちらを通じまして、国に対して要望をさせていただいているところでございます。保険料の軽減につきましては31年、2019年度に見直すことが検討されている低所得者等に対する保険料軽減特例、均等割について生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。あわせて恒久化についても検討してほしい。やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する負担軽減施策とあわせて実施するとともに、保険者の負担を最小限に控え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講じてほしい。こういった要望をさせていただいているところでございます。

申し上げるまでもなく、後期高齢者医療制度につきましては安定した社会保障制度として確立されるため、これまでも様々な制度改革が行われてきました。しかしながら、社会保障費、国の財政を圧迫しているところもございまして、将来的に2040年を見据えた社会保障改革、こういったところにつ

いて、国の状況も含めながら適切に対応させていただくという考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○今井議長　総務部長。

○川上総務部長　私からは消費税の改正、今年度の改正も含めてご答弁させていただきます。

平成30年の税制改正のうち、主に後期高齢者にかかる項目としましては、個人所得税についての改正が行われました。その内容は働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除及び公的年金控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得でも適用される基礎控除について控除額を10万円引き上げました。

また、公的年金等控除につきましては、給与所得控除とは異なり、収入が増加しても控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす方と同じ額の控除が受けられるため、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっているとの指摘がなされてきました。こうした点を踏まえまして、世代内、世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けられることとともに、年金以外の所得金額が高い場合には控除額が引き下げられる仕組みとされたものでございます。

これらの見直しを平成30年分以後の所得税、平成33年度分以後の住民税に適用されるということになっております。

以上でございます。

○今井議長　以上をもって一般質問を終了いたします。

次に、日程第３、承認第３号、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題といたします。

三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長　議案ファイルのインデックス１をお開きいただきたいと思います。

議案ファイルのインデックス１、承認第３号、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分した後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、高額療養費制度の見直しに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正が行われ、号ずれが生じたため、本条例の規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分させていただきましたことにつきまして、同条第３項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○今井議長　承認第３号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。

承認第３号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○今井議長　賛成者全員であります。

よって、承認第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第４、認定第１号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第５、認定第２号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木会計管理者。

○鈴木会計管理者　それでは、認定第１号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び認定第２号、平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算につきまして、一括で説明いたします。

初めに、決算書の１ページをご覧ください。平成29年度歳入歳出決算の総括でございます。

一般会計の歳入決算額は54億943万654円、歳出決算額は53億3,934万5,449円、差引残額は7,008万5,205円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は１兆3,498億1,892万8,818円、歳出決算額は１兆3,144億9,294万6,122円、差引残額は353億2,598万2,696円でございます。合計金額でございますが、歳入決算額は１兆3,552億2,835万9,472円、歳出決算額は１兆3,198億3,229万1,571円、差引残額353億9,606万7,901円でございます。

続きまして、一般会計の歳入歳出決算でございます。

初めに、４ページ、５ページをご覧ください。一般会計の歳入でございます。５ページの表頭、左から２番目の歳入済額につきまして、款ごとにご説明をいたします。

第１款の分担金及び負担金は区市町村からの事務費負担金で、42億2,828万円でございます。

第２款の財産収入は財政調整基金の運用収入で、１万9,247円でございます。

第３款の繰越金は7,648万5,511円でございます。

第４款の諸収入は２万9,843円でございます。内訳でございます。第１項の預金利子は2,012円で、第２項の雑入が２万7,831円でございます。

第５款の繰入金は11億454万53円でございます。内訳でございます。第１項の基金繰入金は財政調整基金からの繰り入れで、３億5,000万円でございます。第２項の他会計繰入金は特別会計からの繰り入れで、７億5,454万53円でございます。

第６款の寄附金は７万6,000円でございます。

以上のことから、一般会計の歳入合計は54億943万654円でございます。

続きまして、６ページ、７ページ、ご覧ください。一般会計の歳出でございます。７ページの一番左の歳出済額につきまして、款ごとにご説明をさせていただきます。

第１款の議会費は244万2,435円でございます。

第２款の総務費は４億6,354万7,203円でございます。内訳でございますけれども、第１項の総務管理費は４億6,266万9,692円で、第２項の選挙費は６万3,000円、第３項の監査委員費は81万4,511円でございます。

第３款の民生費は40億7,231万1,000円でございます。

第４款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第５款の諸支出金は８億104万4,811円でございます。

第６款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上のことから、一般会計の歳出合計は53億3,934万5,449円でございます。

一般会計の歳入歳出差引残額は7,008万5,205円でございます。

続きまして、恐れ入ります、40ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは一般会計の実質収支に関する調書でございます。

決算の実質収支額は、４の翌年度への繰り越すべき財源がございませんでしたので、５にお示しのとおり、一般会計の歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となってございます。

恐れ入ります、８ページ、９ページのほうへお戻りいただきたいと存じます。特別会計の歳入歳出決算でございます。特別会計の歳入でございますが、９ページの表頭、左から２番目の歳入済額につきまして、款ごとにご説明をさせていただきます。

第１款の区市町村支出金は区市町村が徴収いたしました保険料等の納付額で、2,645億4,558万7,054円でございます。

第２款の国庫支出金は3,652億4,939万5,913円でございます。内訳でございますが、第１項の国庫負担金は療養給付費負担金等で、3,029億2,828万7,915円、第２項の国庫補助金は財政調整交付金等で、623億2,110万7,998円でございます。

第３款の都支出金は1,015億5,147万1,075円でございます。内訳でございますが、第１項の都負担金は1,000億3,979万2,075円、第２項の都補助金は15億1,167万9,000円でございます。

第４款の支払基金交付金は5,639億8,740万3,325円でございます。

第５款の特別高額医療費共同事業交付金は４億1,620万2,428円でございます。

第６款の財産収入は、特別会計調整基金の運用収入で、118万8,150円でございます。

第７款の繰入金は99億8,266万8,000円でございます。内訳でございますが、第１項の他会計繰入金

は40億7,231万1,000円で、第２項の基金繰入金は、59億1,035万7,000円でございます。

第８款の繰越金は426億5,302万3,099円でございます。

第９款の諸収入は14億3,198万9,774円でございます。内訳でございますが、第１項の延滞金、過料及び加算金が40万719円、第２項の預金利子が658万4,722円、第３項、雑入が14億2,500万4,333円でございます。

以上のことから、特別会計の歳入合計は１兆3,498億1,892万8,818円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。特別会計の歳出でございます。11ページの一番左の歳出済額につきまして、款ごとにご説明をさせていただきます。

第１款、総務費は34億9,778万9,688円でございます。内訳でございますが、第１項の総務管理費は34億6,669万799円で、第２項の徴収費は3,109万8,889円でございます。

第２款の保険給付費は１兆2,676億424万2,560円でございます。

第３款の特別高額医療費共同事業拠出金は４億960万2,748円でございます。

第４款の保険事業費は48億6,807万3,493円でございます。

第５款の基金積立金は122億7,395万7,746円でございます。

第６款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第７款の諸支出金は258億3,927万9,887円でございます。内訳でございますが、第１項の償還金及び還付加算金は国庫支出金等の精算に伴う返還金等で、250億8,473万9,834円、第２項の繰出金は一般会計繰出金で、７億5,454万53円でございます。

第８款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上のことから、特別会計の歳出合計は１兆3,144億9,294万6,122円でございます。

特別会計の歳入歳出差引残額は353億2,598万2,696円でございます。

次に、41ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは特別会計の実質収支に関する調書でございます。

決算の実質収支額は、４の翌年度へ繰り越すべき財源がございませんでしたので、５にお示しのとおり、特別会計の歳入歳出差引額がそのまま実質収支額となってございます。

最後に、財産に関する調書でございます。46ページをご覧ください。４の基金でございます。こちらにつきましては、一括してご説明をいたします。

右端の決算年度末現在高をご覧ください。

１つ目の東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金は、24億754万4,863円でございます。

２つ目の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計調整基金は、184億9,996万5,428円でございます。

合計の年度末現在高は209億751万291円でございます。

平成29年度の両会計決算の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○今井議長　これより質疑を行います。

認定第２号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

26番、鈴木えつお議員。

○鈴木議員　それでは、質疑をさせていただきます。

認定第２号について伺います。

１点目は、平成28年度から保険料が値上げをされております。均等割で200円プラス、所得割で0.09％プラスでございます。この平成29年度分の影響額をお伺いをいたします。

２点目は、平成29年度は、所得割の軽減特例が30％縮小されました。これによりまして、ひとり暮らしで年金収入168万円の方、月収でいいますと14万円でございますけれども、この方の場合、保険料が6,300円から１万400円ということで、4,100円、65.1％もの値上げとなっております。それは以前いただいたこの資料で明らかになっております。同じくひとり暮らしで年金収入211万円、月収ですと17万6,000円の場合ですけれども、保険料が６万200円から７万6,000円、プラス１万5,800円で、26.2％の値上げとなっております。また、２人世帯で年金収入211万円、月収17万6,000円の場合、保険料は６万8,700円から８万4,400円、プラス１万5,700円で、22.9％の値上げとなっております。あまりに急激で負担が重いと思いますけれども、受けとめについてお伺いをいたします。

３つ目でございます。本決算では、先ほどご報告がありましたように、353億円余の余剰金が出ております。特別会計の調整基金は、63億円余積み増しをされました。年度末残高が185億円にもなっております。一方、所得割の軽減特例の影響額、被扶養者部分も含めまして、14億円余りということでございまして、基金のほんの一部を活用すれば、軽減特例は縮小せず、据え置きできたのではないかと思います。先ほどのご答弁では、他の保険者とか公費も入っているというふうにおっしゃったんですけれども、その仕組みを全く変えずに、この余剰金を活用すれば、軽減特例を維持できたんではないかと思うんですけれども、その辺の考え方についてお伺いをいたします。

○今井議長　それでは、答弁を求めます。

保険課長。

○橋本保険課長　まず、１点目の保険料改定による平成29年度の影響額についてのご質問にお答えいたします。

平成26・27年度と平成28・29年度の保険料率を比較いたしますと、ご指摘のとおり、均等割額が200円、所得割率が0.09％の微増となっております。平成28・29年度は同じ保険財政期間となり、料率等は同一でございますが、各年９月末現在の一人当たり年間平均保険料額につきましては、平成28年度が９万7,150円、平成29年度が９万7,404円でございまして、およそ254円の増額となってござい

ます。

次に、国による保険料軽減特例の見直しについてのご質問にお答えいたします。

保険料軽減特例の見直しについて、国は「後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として、予算措置により実施してきたものであり、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から実施するもの」としてございます。見直しに当たりましては、激変緩和措置がとられております。さらに、東京都広域連合では、独自の対応といたしまして、一般財源の投入により50%、25%の所得割軽減措置を実施しているところでございまして、こちらの激変につきましては、ご理解いただきたいと考えてございます。

続きまして、14億円の金額につきまして、活用というふうなご指摘でございました。そちらについてお答えいたします。

平成29年度の調整基金残高185億円につきましては、平成30・31年度の医療給付費の財源に充当するために積み立てたものであり、平成30年１月における保険料率算定時には、この180億円を見込んで保険料率を算定しているところでございます。仮に、国の軽減特例の見直しを東京都広域連合として肩がわりする場合には、区市町村からの一般財源で賄う必要が出てまいりますが、62区市町村への意向調査では、肩がわりのための一般財源の追加投入を希望したのは、３団体のみという状況でございました。また、既に、東京都広域連合独自の保険料の増加抑制策といたしまして、200億円を超える一般財源の投入をいただいているところでございます。このような状況の中で肩がわりを行うことは、困難でございました。

以上でございます。

○今井議長　鈴木えつお議員。

○鈴木議員　再質問させていただきます。

最初の質問の保険料の値上げ分の29年分の影響額については、９月時点でこうというお話ありましたけれども、影響額という点で、所得割の軽減特例の場合、14億円という数字が出ましたけれども、この均等割200円プラスと所得割0.09%プラスで、どのくらいの影響額があったのかという質問でございます。もしわかれば、その全体的な影響額を教えていただきたいと思います。

それから、軽減特例の30%縮小について、あまり急激で負担が重いと思うがという問いかけに対しまして、持続可能性などの答弁でございました。ただ、前回の議会でも言いましたように、当初、この制度が始まったときに首相の答弁で、「長寿医療制度は、医療費自己負担を現役世代より低い１割負担とし、保険料の軽減も行うなど、高齢者が心配なく医療を受けられる仕組みとなっています。こうしたよい点はぜひ維持していきたい」と、こういうふうに言っていたわけでございます。所得割の軽減特例というのは、この首相が言った維持すべきよい点だと私は思うんですけれども、その辺について考え方をお伺いいたします。

もう１点は、もう一つのここの部分の再質問ですけれども、先ほど述べましたように、ひとり暮らしで年金収入168万円の方の例を述べましたけれども、仮にこの方がアパート暮らしで家賃を払っているような場合ですと、ほとんど生活保護ぎりぎりの水準だと思います。狛江市で私たち、市民アンケート調査を行っているんですけれども、「この一、二年で暮らし向きはどうですか」という問いかけに対しまして、「苦しくなった」という方が34％にも上っておりまして、自由回答欄では、「国民年金だけでは生活できないので、できるだけ支出を減らしたいと日々考えている」、こういう本当につましく生活されている方が非常に多いわけでございます。

平成29年度決算におけるこの保険料軽減特例の縮小は、あまりに重い負担だったのではないかと、その受けとめですね。率直に言って、こういう生活保護基準ぎりぎりの方がこういう急激な負担増というのは、重いんじゃないかと私は率直に思うんですけれども、その辺の受けとめについてお伺いをいたします。

それから、３つ目の据え置きできたんじゃないかということに対しまして、180数億円が翌年度のものに活用するからということでございますが、年々、この基金の状況、推移を見ますと、結局のところどんどん基金が年々増えているわけですね。そういう資料もいただきました。そういう点でいうと、この14億円というのは十分活用できるし、あるいは、東京都との関係で、財政安定化基金ということが、それも東京都の発言では、協議があれば活用、相談に応じますという話もいただいております。211億円あると聞いております。いうことですので、それは財政的には十分できると思います。

先ほどのお話では、区市町村に意向調査を行ったというお話でございますが、私、狛江市の担当者にお伺いをしてまいりました。確かに、そういう意向調査が28年12月かその次の１月かにあったということで、そういう答えをしたということなんですけれども、軽減特例の見直しで加入者にどれだけの負担かかるのかとか、どれくらいの財政投入で維持できるのかとか、そういう詳しい説明はなかったというふうに狛江市の担当者は言っております。どういう意向調査だったのかお伺いいたします。

○今井議長　保険課長。

○橋本保険課長　幾つか質問をいただきまして、最初の保険料の均等割、またその料率に対する全体的な影響ということにつきましては、ちょっと数字は出ておりませんで、申しわけございません。

続きまして、２つ目の軽減措置について、このことに対する考えというもののご質問でございました。今回の見直しに当たりましては、一番影響の大きい低所得者に対する均等割９割、8.5割軽減、新規加入者の方も含めて、当面、こういった制度を持続されます。また、元被扶養者に対しましても、所得割は当面の間賦課しないこととなっておりまして、低所得者の生活実態に配慮したものとなっているため、誠に申しわけございませんが、やむを得ないというふうに考えてございます。

また、どのような意向調査を行ったかというご質問について答弁させていただきます。５つの区分の選択肢がございまして、一つが、「国の段階的廃止部分の肩がわりを希望しますか」、２つ目とし

て、「国の肩がわりは希望しないが、独自軽減を続けるか」、３つ目は、「国の段階的廃止に合わせ、独自軽減も段階的に廃止することを希望する」、４つ目といたしましては、「平成29年度に独自軽減措置の廃止を希望する」、また５については、「上記１～４以外の取り扱いを希望する」という調査を行いまして、その結果、そういった国の軽減措置の廃止に伴う肩がわり、そういった対応を希望するとご回答いただきました自治体が３だったということでございます。

以上でございます。

○今井議長　鈴木えつお議員。

○鈴木議員　そういうご答弁ですけれども、納得できるものではございません。保険課長に再度お伺いいたしますが、担当者への意向調査についての概要はわかったんですけれども、その際に軽減特例の見直しで加入者にどういう影響が出るのかとか、どのくらい財政投入で維持できるのか、そういう詳しい説明はなかったと狛江の担当者は言っているんですけれども、その辺はどうだったんでしょうか。ここは再度お伺いいたします。

最後に、西川連合長にお伺いいたします。大事な問題ですので、お伺いいたします。

今回の軽減特例の縮小で、繰り返しになりますけれども、ひとり暮らしで年収168万円、月収14万円の場合に、保険料が6,300円から１万400円、4,100円、65.1％の値上げとなっております。また、２人世帯で年収211万円、月収で17万6,000円の場合、保険料は６万8,700円から８万4,400円、１万5,700円、22.9％の値上げとなっております。全体として、今回、軽減特例の見直しで、低所得層を中心に17％から65％の大幅な値上げとなっております。

いただいた資料では、いわゆる被扶養者の部分も含めますと、19万8,000人の加入者、全体の13.2％になりますけれども、１割強の加入者に対しまして、14億円余の影響、一人当たり7,270円の影響があったということでございます。一方、特別会計の調整基金は、過去５年間、年々増加しております。平成29年度は、28年度と比べて、63億6,000万円の増加となりまして、年度末残高は約185億円ともなっております。

所得割の軽減特例の縮小の影響額、約14億円は、この基金で対応すれば、十分据え置くことができたんではないかというふうに思うんですけれども、高齢者が安心して医療を受けられるように努力されていると最初にごあいさつがございました。この立場に立って、今回の措置について連合長としてはどのように考えているのか、やはり継続すべきだったんではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○今井議長　広域連合長。

○西川広域連合長　先生のご熱心なご研究の成果を踏まえてのお尋ね、謹んで承っておりましたが、事前にこういうお尋ねがあるという通告といいますか、大変お許しをいただきますが、いただいてなかったものですから、私のほうはその準備ができておりませんので、専門家から代わって答弁を申し

上げることをお認めいただけるとありがたいと思うんでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○鈴木議員　連合長の思いをお聞きしたいと。通告はしております。通告はわかりやすくしております。

○西川広域連合長　いや、三ッ木副連合長が承知をしているようですが、私の手元にはございません。これはうそ偽りはありませんので、副連合長から答弁をいたさせます。

○今井議長　三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長　それでは、私からご答弁させていただきます。

国の軽減特例の見直しでございますが、私どもといたしましては、この見直しを是としていたわけではございません。維持してほしいという要望を、全国広域連合を挙げて要望をしていたところでございますが、残念ながら全て私どもの要望どおり認められたわけではなかったのであります。ただし、最も大きな影響を受けます低所得者に対する９割の均等割の軽減及び8.5割の均等割の軽減につきましては、現状では維持されておりますので、私どもといたしましては、一番大きい影響の受ける部分として、それが維持されたということで、先ほどからご答弁申し上げておりますように、残念ながらやむを得ないというふうに私どもとしては考えたわけでございます。

それから、鈴木先生からは、影響額が14億円であれば、基金を取り崩して、それに対応できるのではないかというご質問がございましたけれども、調整基金の原資というのは被保険者全員の保険料の剰余金でございまして、次年度以降の医療給付費の全体の財源に充当するものとされております。したがって、特定の所得階層の方の保険料の軽減のために充当することは、基金の設置条例でも想定しておりませんし、制度上でもできないことを是非ご理解いただきたいと思います。先生からは繰り返し、財政調整基金や剰余金等について活用すべきというお話ありましたけれども、繰り返しになりますが、全員の被保険者の保険料率を下げるためには使うことができますが、特定の所得階層の方をピンポイントに軽減のために使用することは、制度上できないということを是非ご理解いただきたいと思います。

高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるようにするために、私どもは広域連合長からも指示を受けておりまして、極力、保険料率の増加を抑制するための努力をしております。今後とも引き続きそうした観点に立って努力してまいりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

○今井議長　保険課長。

○橋本保険課長　保険料の軽減特例に関する区市町村の意向調査のあり方についてのご質問にお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、調査の内容につきまして、「こう変わりました。それについてどうですか」という、いかにもちょっと事務的な内容だったというふうに反省しているところでございます。

いただいたご意見等を踏まえながら、各自治体のほうが適切な対応ができるような調査に、今後に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○今井議長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○今井議長　以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第２号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

26番、鈴木えつお議員。

○鈴木議員　討論を行います。

平成29年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

本会計では、平成28年度に均等割額を200円値上げし、４万2,400円に、所得割率を0.09％引き上げて、9.07％にする保険料値上げを行いましたが、本決算ではこの値上げ分を継続するとともに、新たに国による所得割軽減特例の30％縮小をそのまま受け入れて、低所得者の保険料を大幅に値上げをいたしました。この軽減特例の縮小は、大きな影響がございます。例えば、ひとり暮らしで年金収入168万円、月収14万円の場合、保険料が6,300円から１万400円へと、4,100円、65.1％もの値上げになりました。同じくひとり暮らしで年金収入211万円、月収17万6,000円の場合、保険料は６万200円から７万6,000円、１万5,800円、プラス26.2％の値上げとなっています。２人世帯で年金収入211万円、月収17万6,000円の場合、保険料は６万8,700円が８万4,400円となり、１万5,700円、22.9％の値上げとなりました。

年金収入168万円の方で、持ち家がなくアパート暮らしの場合は、毎月５万円の家賃を払えば、手元に残るお金は９万円で、生活保護基準ぎりぎりの生活となります。こういう方々に今回の値上げはあまりに急激で、負担が重いと思います。本決算における拠出と値上げは、軽減特例が縮小されたことによるものであり、その影響額は約14億円です。本来これは国の責任で是正されるべきものでございまして、広域連合として軽減特例の復活を強く国に求めていただきたいと思います。

しかし、同時に、本決算では、353億円余の余剰金が出て、調整基金は63億円余積み増しされ、年度末残高は185億円にもなっており、この一部を活用すれば、広域連合として値上げを抑制することができました。しかし、残念ながら本決算では大幅な値上げはそのまま実施されており、賛同できません。先ほどのご答弁では制度上できないというようなお話もありましたけれども、実際に今、広域連合として独自の所得割軽減、25％、50％軽減を実施しているわけですから、これに上乗せすれば十分できると思います。

今、私たちが行っております市民アンケートには、1,130通の回答が寄せられております。「この

一、二年で暮らし向きはどうなりましたか」、こういう問いかけに対しまして、「苦しくなった」という方が34％にも上ります。また、「家計の中で負担に感じるものは何ですか」、こういう問いかけには、１番が「税金」、２番が「健康保険料」、３番が「介護保険」、４番が「消費税」、こういう答えとなっております。自由回答欄では、「年金収入は変わらなくても、介護保険料や健康保険料がじわじわと上がっている。年額となればかなりのアップで、家計の縮小をせざるを得なくなってきている」、こういう声も寄せられております。

75歳以上の方の所得の状況は、所得ゼロの方が５割を超え、大変厳しい状況にあります。しかも、制度発足以来、これらの方々の所得は約26万円も減少しております。戦前戦後と苦労され、家族を支え、社会の発展に尽くされてきた高齢者の方々が、安心して老後を送れるようにするのは、社会の責任だと思います。政府、財務省は、75歳以上の医療費窓口負担を２倍に値上げする方向まで打ち出し、来年10月からは消費税10％への増税も進めようといたしております。一方、大企業のほうは、国家予算の約４倍、425兆円もの内部留保金を蓄積しております。富が偏在している富裕層や大企業に応分の負担を求めれば、庶民に負担を押しつけることなく、社会保障を充実させることができます。

10年前に政府は、「長寿医療制度は、医療費自己負担を現役世代より低い１割負担とし、保険料の軽減も行うなど、高齢者が心配なく医療を受けられる仕組みとなっている。こうしたよい点はぜひ維持していきたい」、述べておりました。今、この答弁内容が次々と崩されています。広域連合として、国に対して、こうした切り崩しを許さず、高齢者がより安心して生活でき、医療を受けられるような制度をつくっていく、この立場での奮闘を求め、また、広域連合としても独自の被保険者の負担軽減を行っていく、そういう努力を求めて、反対討論といたします。

○今井議長　以上をもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第１号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○今井議長　賛成者多数であります。

よって、認定第１号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第２号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○今井議長　賛成者多数であります。

よって、認定第２号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第６、議案第11号、平成30年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）及び日程第７、議案第12号、平成30年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第１号）の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。三ッ木副広域連合長。

○三ッ木副広域連合長　議案ファイルのインデックス４をお開きいただきたいと思います。

議案第11号、平成30年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算案（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案１ページ、第１条第１項のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ９億7,546万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を69億3,251万6,000円とするものであります。

補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、３ページに記載の第１表歳入歳出予算補正のとおりであります。

今回の補正は、平成29年度決算の確定に伴い、平成30年度予算を補正するものでありまして、歳入予算では、事務費負担金を2,000万円減額するとともに、決算剰余金7,008万6,000円を前年度繰越金として繰り入れます。また、特別会計からの事務費負担金の残額９億3,537万5,000円を一般会計に繰り入れるものであります。

歳出予算では、一般会計剰余金と特別会計からの繰入金を合わせた９億7,546万1,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

７ページから17ページまでが事項別明細書であります。

次に、議案ファイルのインデックス５をお開きいただきたいと思います。

議案第12号、平成30年度東京都後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算案（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案１ページ、第１条第１項のとおり、今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ319億8,007万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を１兆3,747億6,959万9,000円とするものであります。

補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、３ページに記載の第１表歳入歳出予算補正のとおりであります。

今回の補正は、平成29年度決算の確定に伴い、平成30年度予算の補正を行うものであります。

歳入予算では、区市町村支出金、諸収入の増額と支払基金交付金の減額を行うとともに、決算剰余金353億2,498万2,000円を前年度繰越金として繰り入れるものであります。

歳出予算では、保険給付費の増額を行うとともに、平成29年度繰越金のうち、保険給付財源の残額等、90億9,302万2,000円を特別会計調整基金に積み立て、29年度の区市町村負担金返還金、国・都支出金返還金及び一般会計繰出金の諸支出金を228億5,315万5,000円増額するものであります。

７ページから23ページまでが事項別明細書であります。

以上、誠に簡略な説明でありますが、２件につきましてご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○今井議長　議案第11号及び議案第12号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○今井議長　賛成者全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○今井議長　賛成者全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○今井議長　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました案件の整理につきましては、議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第２回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

午後３時２６分　閉会

議　　長　　今　井　れい子

署名議員　　佐　藤　弘　人

署名議員　　石　毛　航太郎

平成３０年第２回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果一覧

広域連合長提出議案

議案番号	件　　名	議決年月日	議決結果
承認第３号	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	11 月 26 日	承　　認
認定第１号	平成２９年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	11 月 26 日	認　　定
認定第２号	平成２９年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	11 月 26 日	認　　定
議案第 11 号	平成３０年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	11 月 26 日	原案可決
議案第 12 号	平成３０年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	11 月 26 日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議　席　表

議席番号	所属議会	氏　　名	議席番号	所属議会	氏　　名
1	千代田区議会	桜井　ただし	17	江戸川区議会	藤澤　進一
2	港区議会	清原　和幸	18	町田市議会	おく　栄一
3	新宿区議会	佐原　たけし	19	小金井市議会	河野　律子
4	台東区議会	河野　純之佐	20	小平市議会	石毛　航太郎
5	江東区議会	榎本　雄一	21	日野市議会	馬場　賢司
6	目黒区議会	今井　れい子	22	東村山市議会	小林　美緒
7	世田谷区議会	佐藤　弘人	23	国分寺市議会	星　いつろう
8	渋谷区議会	丸山　高司	24	国立市議会	青木　淳子
9	中野区議会	いでい　良輔	25	福生市議会	町田　成司
10	杉並区議会	横山　えみ	26	狛江市議会	鈴木　えつお
11	北区議会	榎本　はじめ	27	東大和市議会	関田　正民
12	荒川区議会	若林　清子	28	清瀬市議会	佐々木　あつ子
13	板橋区議会	なんば　英一	29	東久留米市議会	沢田　孝康
14	練馬区議会	福沢　剛	30		
15	足立区議会	かねだ　正	31		
16	葛飾区議会	筒井　たかひさ			